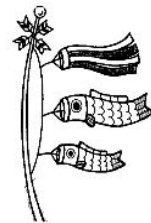


仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

休刊のお知らせ

5月2日号は休刊とさせていただきます。
次回は5月9日(月)号となります。



今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

4/25(月) 先負

26(火) 仏滅 上皇ご夫妻、仙洞御所に引っ越し

27(水) 大安

28(木) 赤口 競泳日本選手権

29(金) 先勝 昭和の日、柔道全日本選手権

30(土) 友引

5/ 1(日) 仏滅 旧暦4月1日、競馬・天皇賞

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
4/18(月)	26,800 ▼293	126.63 ▼0.18
19(火)	26,985 △185	128.06 ▼1.43
20(水)	27,218 △233	128.65 ▼0.59
21(木)	27,553 △335	128.02 △0.63
22(金)	27,105 ▼448	128.05 ▼0.03

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

父母や祖父母など直系尊属から住宅の新築、取得又は増改築等に充てるための金銭（住宅取得等資金）の贈与を受けた場合に一定の限度額まで贈与税が非課税となる措置は、令和4年度税制改正により非課税限度額の引下げなどの見直しが行われました。

◆本年1月以後の非課税限度額や要件等

本年1月～令和5年12月までの間に、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税限度額や主な要件などは、以下のようになります。

◎非課税限度額……受贈者ごとに、省エネ等住宅の場合は1千万円、それ以外の住宅の場合は500万円まで非課税となります。

◎受贈者の要件……贈与を受けた年の1月1日において18歳以上（本年3月以前の贈与については20歳以上）であり、その年分の合計所得金額が2千万円以下（新築等をする住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は1千万円以下）の方です。

◎住宅用家屋の要件……対象となる住宅は登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物は専有部分）が40㎡以上240㎡以下で、床面積の1/2以上が受贈者の居住の用に供されるものです。なお、中古住宅の築年数要件が廃止となり、昭和57年以降に建築又は耐震基準に適合する住宅が対象となります。

◎居住期限……贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住する又は同日後遅滞なく居住することが見込まれる必要があります（贈与を受けた年の翌年末までに居住していない場合は原則、適用できません）。

◎申告手続き……贈与を受けた金額が非課税限度額以下の場合でも、非課税措置の適用を受けるには贈与税の申告期限内に申告書等の提出が必要です。

■この記事の詳細は、情報BOX201516

IT導入補助金のデジタル化基盤導入枠

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等がITツールを導入する経費の一部を補助するもので、令和3年度補正予算により「デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型・複数社連携IT導入類型）」が新設されています。

デジタル化基盤導入類型は、令和5年10月から実施されるインボイス制度への対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進するため、会計・受発注・決済・ECソフトの導入費用を補助するもので、補助額は5万～350万円、補助率は3/4（補助額50万円超の部分は2/3）となります。

これに加えてPC・タブレット等やレジ・券売機等のハードウェアの導入費用も対象となります。

★★★ 5月のチェックポイント ★★★

- ※GW休業中の業務日程を取引先と確認します。
- また、休暇中の従業員には引き続き新型コロナへの感染対策を徹底するよう指示します。
- ※個人住民税特別徴収の納税通知書が届いたら、賃金台帳に転記して6月からの徴収に備えます。
- ※固定資産税の納税通知書が届いたら、課税内容が適正かチェックして納付期限を確認します。
- ※自動車税・軽自動車税は4月1日現在の所有者に対して課税されるので、買い換え・廃車等の有無をチェックして納付期限を確認します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

- ①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
- ②記事下のBOX番号を入力し#。
- ③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和4年1月以後に住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭（住宅取得等資金）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

◆非課税限度額

住宅用の家屋の新築等に係る契約締結時期にかかわらず、贈与を受けた者（受贈者）ごとに省エネ等住宅※の場合は1,000万円まで、それ以外の住宅の場合は500万円までの住宅取得等資金の贈与が非課税となります。

※「省エネ等住宅」とは、①断熱等性能等級4以上もしくは一次エネルギー消費量等級4以上であること、②耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上もしくは免震建築物であること、又は③高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上であることに適合する住宅用の家屋であることにつき、住宅性能証明書など一定の書類を贈与税の申告書に添付することにより証明されたものをいいます。

◆受贈者の主な要件

- ・贈与を受けた時に贈与者の直系卑属であり、贈与を受けた年の1月1日において18歳以上（令和4年3月31日以前の贈与については20歳以上）であること。
- ・贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下（新築等をする住宅用の家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は1,000万円以下）であること。
- ・自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある者から住宅用の家屋を取得したものではないこと、又はこれらの者との請負契約等により新築若しくは増改築等をしたものではないこと。
- ・贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅取得等資金の全額を充てて新築等すること※。

※「新築」には、屋根（その骨組みを含む）を有し、土地に定着した建造物として認められる状態にあるものが含まれ、「増改築等」には、増改築部分の屋根（その骨組みを含む）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる状態にあるものが含まれます。なお、「取得」の場合は、贈与の翌年3月15日までに引渡しを受けている必要があります。

- ・贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること※。

※贈与を受けた年の翌年12月31日までにその家屋に居住していない場合は、原則として本措置の適用を受けることはできません。

◆住宅用の家屋の新築、取得または増改築等の主な要件

- ・対象となる住宅用の家屋は日本国内にあるものに限られ、新築等とともにその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。
- ・新築等をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合は専有部分の床面積）が40㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。
- ・取得する既存住宅については、昭和57年1月1日以後に建築されたもの又は地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき、一定の書類により証明されたものであること。
- ・増改築等に係る工事は、自己が所有し居住している家屋に対して行われ、一定の工事に該当することについて証明されたものであり、工事に要した費用の額が100万円以上であること。

◆申告の手続き

贈与を受けた住宅取得等資金が非課税限度額以下の場合でも、本措置の適用を受けるためには贈与税の申告期間内（原則、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日）に贈与税の申告書及び一定の添付書類を提出する必要があります。

◆留意点等

- ・本措置を適用後の残額には、暦年課税の基礎控除110万円、又は相続時精算課税の特別控除2,500万円が適用できます。
- ・本措置の適用を受ける者が住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受ける場合において、「住宅借入金等の年末残高の合計額」が「住宅用の家屋の新築等の対価の額から本措置の適用を受けた金額を差し引いた額」を超える部分の金額は、住宅ローン控除の適用はありません。
- ・住宅取得等資金の贈与者が亡くなった場合、本措置の適用を受けた住宅取得等資金は相続税の課税価格に加算する必要はありません。